

令和元年度第1回
文京区景観づくり審議会議事録

日時：令和元年11月5日（火）

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部住環境課

○有坂幹事 開催に先立ちまして、事務局から傍聴の方々をお願い申し上げます。お手元の資料にございますように、静粛に傍聴していただくとともに、拍手などはご遠慮ください。

また、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。加えて、録音、撮影などはできないこととしておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和元年度第1回文京区景観づくり審議会を開会させていただきます。審議会に先立ち、現地視察をしていただきありがとうございます。また、本日はお忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本審議会の事務局を担当しております、都市計画部住環境課長の有坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、お手元の資料を確認させていただきます。本日の資料はあらかじめお送りさせていただいておりますが、お手持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局にお声がけください。なお、机上には昨年度、第18回の景観賞受賞物件のリーフレット及び景観計画を配付させていただいております。選考の際、ご参考になさってください。資料は皆様お持ちということでよろしいでしょうか。

資料につきましては、次第、座席表、名簿と書かれたものがそれぞれ1枚、資料第1号「第19回文の京都市景観賞応募件数」と書かれたものが1枚、資料第2号、同じく「最終選考候補物件一覧」と書かれたものを表紙に14ページあるものが1組ございます。また、参考資料が第1号から第5号までございます。全ておそろいでしょうか。

次に、会場のマイクの使用方法でございます。お手元のスイッチを押してからご発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、委員及び幹事の欠席についてご報告いたします。土田委員、遠藤委員、鶴沼委員及び大川幹事、吉田幹事が所用のため欠席とのご連絡をいただいております。また、藤塚委員、山崎委員は少々遅参する旨のご連絡をいただいております。

それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に従い、進めさせていただきます。

まず、委員の委嘱を行います。

本審議会の委員につきましては、平成30年7月1日から任期が始まっておりますが、新たに委員になられた方がいらっしゃいます。委員の任期につきましては2年間となっ

ておりますが、新たに委員となられた方は、前任者の在任期間となり、令和2年6月30日までとなりますので、よろしくお願いいいたします。

また、委員就任に当たり、新たに委員となられた方々からは、既にご了承いただいているところではありますが、ここで改めて、お一人ずつ委嘱状をお渡しさせていただきます。なお、本日、区長が欠席のため、佐藤副区長よりお渡しいたします。お名前をお呼びいたしますので、自席にてご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。

なお、区職員選出の委員及び幹事につきましては、既に任命を行っております。

それでは、副区長、よろしくお願いいいたします。

区議会議員選出の委員の委嘱でございます。浅川のぼる様。

○佐藤副区長 委嘱状。浅川のぼる様。文京区景観づくり審議会委員を委嘱します。令和元年7月1日、文京区長、成澤廣修。

よろしくお願いいいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 山田ひろこ様。

○佐藤副区長 委嘱状。山田ひろこ様。以下同文でございます。

よろしくお願いいいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 宮本伸一様。

○佐藤副区長 委嘱状。宮本伸一様。以下同文でございます。

よろしくお願いいいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 山本一仁様。

○佐藤副区長 委嘱状。山本一仁様。以下同文でございます。

よろしくお願いいいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 たかはまなおき様。

○佐藤副区長 委嘱状。たかはまなおき様。以下同文でございます。

よろしくお願いいいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 副区長、ありがとうございました。

それでは、審議会の開会に当たりまして、佐藤副区長よりご挨拶を申し上げます。

副区長、よろしくお願いいたします。

○佐藤副区長 改めまして皆様、こんにちは。副区長の佐藤でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、新しい委員の皆様には、令和元年7月1日付けで委嘱をさせていただきましたが、本日が令和になりまして第1回目の文京区景観づくり審議会となります。ご多忙の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、事前に景観賞の候補地もご視察いただきまして、この後引き続きご審議をいただくということで、長時間にわたることになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日お諮りいたしますのは「第19回文の京都市景観賞の最終選考について」でございます。文京区は、坂と緑と史跡にあふれ、多くの魅力的な景観に出会える街でございます。オリンピック・パラリンピックの開催を来年に控え、本区にも国の内外から多くの観光客の方が訪れておりますが、そうした方々に歴史と文化と緑に育まれたこの街を素晴らしいと思っただけけるよう、区民の皆様とともに文京区らしい魅力的な景観づくりを進めてまいりたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、本区のより良い景観形成のために、さらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○有坂幹事 ありがとうございます。

引き続き、副区長より審議会に諮問がございます。

副区長、よろしくお願いいたします。

○佐藤副区長 文京区景観づくり審議会会長、岸田省吾様。

文京区景観づくり条例第25条第2項の規定により、下記の事項について諮問いたします。

第19回文の京都市景観賞の最終選考について。

よろしくお願いいたします。

(諮問文手交)

○有坂幹事 副区長は公務の関係上、ここで退席をさせていただきます。

○佐藤副区長 では、どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤副区長退席)

○有坂幹事 次に、新たに委員及び幹事となった区職員をご紹介します。

まず、新委員でございます。都市計画部長の高橋委員でございます。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

○有坂幹事 次に、新幹事でございます。

都市計画部都市計画課長の澤井幹事でございます。

○澤井幹事 都市計画課長、澤井でございます。よろしくお願いいたします。

○有坂幹事 都市計画部地域整備課長の大畑幹事でございます。

○大畑幹事 大畑でございます。よろしくお願いいたします。

○有坂幹事 施設管理部整備技術課長の川西幹事でございます。

○川西幹事 川西でございます。よろしくお願いいたします。

○有坂幹事 最後に私、都市計画部住環境課長の有坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従い、議事に入らせていただきます。ここからの進行は岸田会長にお願いすることといたします。

岸田会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 岸田でございます。それでは、先ほど副区長さんから諮問がございました今日の議題、「第19回文の京都市景観賞の最終選考について」です。今回も選考を行い、答申をしたいと思います。

まず、事務局の方から資料のご説明をお願いいたします。

○有坂幹事 初めの方もいらっしゃいますので、文の京都市景観賞についてご説明いたします。参考資料第1号をご覧ください。

文の京都市景観賞実施要綱でございます。第1条には目的といたしまして、区内の景観を形成している建築物、広告物、まち並みなどや、優れた景観づくりに貢献した地域活動等を文の京都市景観賞として表彰することにより、区民及び事業者の景観形成に対する意識の向上を図るとしております。

第3条には4種類の賞を規定し、第4条第1項から第4項で、それぞれの賞の対象となる物件を規定しております。

第5項には、文化財保護法並びに東京都及び文京区が定める文化財保護条例により指定された文化財については、賞の対象としない旨を規定しております。

おめくりいただきまして裏面をご覧ください。第7条には表彰分科会の組織について、

第8条には、都市景観賞の選考は1次選考と最終選考の方法により行うことと規定しております。第2項にありますように、1次選考は表彰分科会において、書類審査及び現地調査により行うこととしており、最終選考は第3項のとおり本審議会において、選考基準に基づき、書類審査及び現地調査により行うと規定されております。

次のページに選考基準がございます。景観創造賞は「新たな都市美の創出に貢献しているもの」。ふるさと景観賞は「ふるさと文京を感じられるもの」。景観づくり活動賞は「住民及び団体の活動を通じ「文の京」の景観づくりに貢献しているもの」。景観広告賞は「地域景観に調和し、人の目にやさしいもの」と、賞ごとに基準を定めており、さらに4つずつ詳細な視点を示しております。

こちらの選考基準に基づきご選考いただきまして、後ほど投票をお願いいたします。

説明は以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。景観賞の候補については、あらかじめ表彰分科会でご議論いただいております。分科会の座長である米田委員の方から、選考の経過、結果についてご説明をいただけますか。よろしくお願いいたします。

○米田委員 分科会座長の米田でございます。分科会では、区民の方からご応募いただいた物件について、私と区民公募委員5名の計6名で選考いたしました。分科会は3回行っております。

9月9日の第1回分科会において、プレ選考を行いました。そして、10月1日の第2回分科会で、プレ選考をした全ての物件について現地調査しまして、1次選考をいたしました。そして10月15日の第3回分科会では、1次選考の結果をもとに本審議会において審議を行う候補について、最終選考候補物件を選びました。

それでは、選考の経過についてご説明いたします。今回も、景観創造賞、ふるさと景観賞、景観づくり活動賞、景観広告賞の4部門の募集を行い、合計で52件の応募がございました。全ての物件を見に行くことは困難でありますから、あらかじめプレ選考し、17件に絞り込みました。プレ選考の方法は、例年と同様に応募書類と写真をもとに各委員が物件ごとに5点、3点、0点の3段階評価の採点を行い、その合計点が上位のものを現地調査の対象といたしました。なお、景観づくり活動賞については、書類審査のみで1次選考を行っております。

プレ選考の結果は、お手元の参考資料第3号の「プレ選考結果一覧」のとおりでございます。この結果に基づきまして、第2回分科会で現地調査を行い、1次選考をいたし

ました。1次選考は、事務局から説明があった選考基準をもとに、各委員20点の持ち点で採点しております。今回は2名欠席だったため、80点満点で行いました。結果については、参考資料第4号の「一次選考講評」のとおりでございます。最後に第3回分科会を行いまして、景観創造賞4件、ふるさと景観賞3件、景観づくり活動賞1件、景観広告賞2件を、本日の審議会でご審議いただくことにいたしました。

続きまして、景観づくり活動賞について補足説明をさせていただきます。今回、景観づくり活動賞の応募物件数は1件のみでした。ただ1つの応募物件であります護国寺骨董市のフリーマーケットが、今回の最終選考に残っています。これは、お手元の資料の12ページに資料がございます。この物件を最終選考候補に残すかどうかについて、分科会において議論しましたが、景観賞の実施要綱並びに選考基準に照らして、明確に除外されるような要素がないこともあり、分科会としては残すという判断をし、本委員会に諮っていただくこととしました。

もともと最終選考候補になる活動賞候補物件は、文京区から主催団体へ連絡し、景観づくりに関する資料を提供してもらうことになっておりましたが、主催者から、特に景観づくりを意図して行っている活動ではないということで、資料をもらえなかったということです。また、分科会委員による1次選考獲得点数が、この護国寺骨董市フリーマーケットは40点です。ちなみに過去3年の活動賞候補物件の最低点数が60点で、過去3年の活動賞1位の平均点数が87点です。今回の候補物件と昨年までの候補物件との間で、獲得点数の開きがあることを申し添えたいと思います。

以上、ご参考に補足説明いたしました。

最後に、最終候補物件を改めてご説明いたします。資料第2号をご覧ください。景観創造賞は、以下の4件を最終選考対象物件としました。1位は受付番号17番の国際交流留学生プラザ、2位は受付番号16-1番と16-2番の東京カテドラル聖マリア大聖堂、東京カテドラル聖マリア大聖堂：鶴の舞、3位は受付番号10-1番と10-2番の東京大学院・情報学環・福武ホール、福武ホールと「考える壁」、4位が受付番号4番の文京総合体育館です。

次に、ふるさと景観賞でございますが、1位は受付番号9番、文京スポーツセンターと運動広場、2位は受付番号20番の和敬塾、3位は受付番号21番、しろへび坂でございます。

景観づくり活動賞でございますが、先ほど申しました受付番号1番の護国寺骨董市と

フリーマーケットのみ、1件となっています。

続きまして景観広告賞でございますが、1位は受付番号1番の本郷三原堂、2位は受付番号3番の99ルート・デュ・ショコラ本郷店でございます。

以上が分科会での最終選考物件となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○岸田会長 ありがとうございます。

分科会で度重なるご議論、あるいは現地調査をいただきました委員の皆様、ありがとうございました。大変ご苦勞されたと思います。何か補足なり、感想なりございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○米田委員 すみません、私の方から。景観創造賞につきまして、1次選考から最終選考にわたる経緯の中で、分科会では点数の低いものが一部入っていたんですが、その後、事務局との協議もありまして、やはり順位が上の方から順番に選んでいくというふうに見直しました。ということで、全体で4件を最終候補物件としております。5位の東洋文庫ミュージアムが結構近い点数で、肯定的な評価だったんですが、ここは1位を選ぶ賞、最終選考であるということで、最終選考のための現地審査の時間等も考慮しまして4件とさせていただきます。

以上です。

○岸田会長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私の方から1点だけ。プレ選考の結果というのが参考資料3に載っておりますよね。これを見ると得点というのがございまして、1位、21点を取っているのが文京総合体育館と東京カテドラルですよね。それで最終的には先ほどご説明があったような順位になったということなんですが、これはやっぱり、実際行かれて、それぞれ委員の先生の意見が変わったという、一言で言うとそういうことでございますか。

○米田委員 公募委員の皆さんからもご意見をいただきたいと思いますのですが、私から先に申しますと、おっしゃるとおりでございますが、例えば10-1番、東京大学院の福武ホール、これはプレ選考の段階では低い点数なんですが、実際に行きまして、資料の中では東大の中から撮っている写真なんですが、文章は本郷通りの側からの記述になっています。私どもは本郷通りからの景観について、現地を見まして、本郷通りの並木と東大の中のクスノキの並木、それから福武ホールの設備機器を隠しているルーバーであるとか、非常に景観上、樹木との関係を考慮された建物であるということで上がってきたの

ではないかというふうに私は思います。

それと、留学生プラザが、結構評価が高くなっていますが、これもやはり現地を見ないと分からない建物であるなど、改めて思いました。非常に簡素な素材、安価な素材を上手に使った、景観に配慮している、また文京区の目指す景観に沿う建物、景観要素であるなどというふうに思いました。

○岸田会長 分かりました。ほかの選考に当たられた委員の方々、いかがでしょうか。

どうぞ、武田委員。

○武田委員 プレ選考の場合は、応募された写真のアンクルでということなんですけど、現地へ行きますと周りの環境の全体で、やっぱり感じ方は大分変わってくるというのは起きてきます。プレ選考と現地を見た差というのは大分影響してくる、私も影響いたしました。

○岸田会長 分かりました。私ばかり質問して恐縮ですが、福武ホールについては大学の構内に入っていくと表情が全然変わってくるということで、その辺は、今日、和敬塾というのは中に入れないということで、表の景観だけだったんだけど、何かこういうものは、選考にかかわる基準があるんですか。中へ入ってよければそれはそれでいいと。

○有坂幹事 そうですね、これまでも東京大学につきましては本郷通りから見た「歴史を感じる楠とレンガ塀」や「東大銀杏並木と安田講堂」というのも取っていきまして、東大銀杏並木と安田講堂につきましては、門をくぐらないと見えないものになっています。ですので、今回の福武ホールにつきましても、当然、本郷通り沿いの景観というものも含めていただきまして、中に入って見た、その景観も対象としていただければというふうに思います。

○岸田会長 分かりました。いずれにしても明確に、中に入らないと分からないからだめだということはないということですね。

○有坂幹事 はい。

○岸田会長 分かりました。あと、個々の建物については個別の議論でやればいいのかと思いますので。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 初めてで、基本的な質問なんですけれども、先ほど個別のは後ほどと言われたんですけれども、ここで皆さんが意見を交わして、その後に投票用紙に書いていくという流れになるんですか。

○**岸田会長** はい、基本的にはそうです。ただ、個別の部門ごとに物件を紹介していただいて、その後、議論をして決めます。

○**山田委員** 分かりました。どこで言っているのかなとちょっと思いまして、失礼いたしました。ありがとうございます。

○**岸田会長** どうぞ、清水委員。

○**清水委員** 事前にちょっとお聞きしておきたいんですが、参考資料第2号のところちょっと気にかかったんですけど、過去の受賞物件、文化財以外で、例えば芭蕉の句碑の所に「営業時間があるため、選考対象外とする。」というのがあるんですけど、この「営業時間があるため」の意味合いというのはどういうものなのでしょうか。

○**有坂幹事** これは、常にその中に入って園内を見るとか、そういったことができないということで、このときには対象外というふうにしています。ただ、先ほども申しましたように、東京大学にしても24時間、門を開いているわけではないので、必ずしもこの芭蕉の句碑のときと同様の考え方をされなくてもいいとは思いますが、そこは審議会のその時々委員の方の考え方とかもございますので、そういったことも含めてご審議いただければと思います。

○**清水委員** 分かりました。

○**岸田会長** 伊藤委員、大丈夫ですか。よろしいですか、この件は。

営業時間があるというのは普通のことでいいですね、公共施設も普通のプライベートなものでも。だから景観の場合はあまり重視されなくていいのではないかと、一般的にはそう考えてよろしいですね、これは。

○**有坂幹事** そうですね。極端に不定期で、開店している時間が短すぎるとか、そういった場合には対象から外すということもあってもいいのかなと思いますが、一定の営業時間を保っていただける所であれば、よろしいのかなというふうには考えております。

○**岸田会長** 今後の議論のときにも、今の話を踏まえてどうぞお考えください。

それでは、ほかになれば進めたいと思います。

賞の選考に移りたいと思います。まずは景観創造賞、新しくつくられたものでございます。景観創造賞から景観広告賞まで、広告賞が最後です。4部門を賞ごとに選考していきたいと思います。選考方法はお手元に投票用紙がございますが、その用紙を使用する投票になります。投票の際のルールについては、事務局の方から改めてご説明をお願いいたします。

○有坂幹事 投票に当たりまして、ルール3点を申し上げます。

1点目といたしまして、選考対象が3件以上ある場合、今回の場合は景観創造賞、ふるさと景観賞となりますが、この場合には票が分散する可能性があります。そこで、1位の票数が過半を超えた場合は、それをもって1位と決定いたします。なお、1位のものの票数が過半を超えなかった場合には、1位と2位の物件で決選投票となります。

2点目といたしましては、賞に該当するものがないと思われた場合は、白票を投じるか票を入れないかのどちらかをお願いいたします。

3点目といたしまして、選考対象の中に委員ご自身がかかわったものがある場合は、選考の公正を期すため、該当物件への投票をお控えくださいますよう、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。2点目は、白票で、言ってみれば絶対評価して該当なしという選択ができるということと、3点目は、これはいつもちょっと議論があるんですが、今回も入っていますが、区の施設の場合はどうするのでしょうか。

○有坂幹事 区の施設の場合、今回も挙がっている総合体育館の設計だとか建設にかかわったことがある場合、すごく思い入れが強いものがある場合に、どうしても票を投じてしまうということがあると思うんですが、そういったものは、公正を期すためにあえて票を入れないということをしていただきたいということです。

○岸田会長 規則というよりも、ある意味、紳士協定みたいなものだとということでございますね。分かりました。

では、そういうルールがございます。そのルールにのっとって投票を行いたいと思います。事務局で投票を進めてください。

○有坂幹事 それでは、改めて候補物件をスクリーンに映していきます。

景観創造賞、4件になります。景観創造賞にふさわしいと思うもの1つに丸を記入してください。1件目は国際交流留学生プラザです。

2件目は、東京カテドラル聖マリア大聖堂、東京カテドラル聖マリア大聖堂：鶴の舞です。

3件目は、東京大学院・情報学環・福武ホール、福武ホールと「考える壁」です。

4件目は文京総合体育館です。

景観創造賞はこの4件になります。

○**岸田会長** ありがとうございます。何か応援演説でも、あるいはそのほかコメントでも、どんなご意見でも結構です。

飯森委員、どうぞ。

○**飯森委員** 毎年なんですけれども、文京区の施設と出ていて、文京区が賞を取るのをご辞退されているというのが、ここのところあるんですけれども、確かに建設も素晴らしいし、いろんなもので安全性とか、それから法律にもものをもって十分な敷地を付けてつくっていらっしゃって、本当に申し分ないと思うんですけれども、これが文京区で開催しているので、例えば私は今、委員ですけれども、市井の区民だったら、文京区が主催して文京区が取って、だから文京区がそういうものにかかわっているからと、今おっしゃったこととかで賞は辞退するというと、何かだんだん賞が少なくなってきちゃうような感じが、市井の区民として印象として持ってしまうんです。

確かに素晴らしい、こういうものの見本みたいなものはあってもいいのかなと思うんですけど、毎回、何度も文京区の施設が出ているとちょっと、私が公募委員になったきっかけというのが、文京区の美しいまち並みが大好きなんです。それはみんなの努力で、伝統で、努力してつくり上げたものじゃないかと思って、それでなってみようかなと思ってらせていただいたんですけど、その中でこういう、ある意味では建築の大先生がかかわっているような感じのものがあるかなという感じで、ちょっとおもしろくないと思って。そういう意見です。

○**岸田会長** ありがとうございます。その点に関してはこれまで何度か議論があったと思うんですが、景観自体は、その景観を直接デザインしたり、つくり出したりする人とは別に、やはり共有財産、公共財として住民が受け取っていくものであって、それがたまたま区でやったものか、あるいは民間でやったものか、個人でやったものか、そういうことと離れて賞としては判断できるのではないかということで、一応、区別せず候補として選考対象にしてきました。先ほど、関係者は投票には加わらない方がいいのではないかという話をされましたが、それは別に区の施設だけじゃなくて、民間の施設も同様に、実際に過去においてその開発の事業にかかわった委員もいらっしゃって、その方はやはり投票は参加されなかったという経緯がございます。区立施設でも受賞作は、去年もありましたよね、確か。だから別に区別して受賞しないとか、候補にならないということは、基本的にはございません。そういう了解のもとでやってきたわけなんです、いかがでしょうか。

○**飯森委員** そうなんです。それでいいと思います。ただ、私の、市井の区民の印象として申し上げたことです。

○**岸田会長** どうぞ。

○**伊藤委員** 景観賞の意味を考えたときに、幾つかお手本になるものとか、幾つか意味があると思うんですが、そういう区民というか、民間の方たちが頑張って整えたのを励ますという意味も確かにあると思いますので、この文京区の景観賞については、ずっと議論をして、区のものには排除しないというふうになってはいますが、多分、そういったところを重視するのであれば、それも考慮しながら投票するというところでよろしいのかなと思っています。私も区がやったものだけではなくて、それぞれの努力で良い景観をつくり出しているというのを励ますようなものになるといいなとは思っております。

○**岸田会長** どうぞ。

○**飯森委員** ありがとうございます。私も、元気な区になってもらいたいので、この委員会が励ましていただくような委員会になっていただいたら、もっと活性化して、もっと応募があっというんじゃないかと思っています。

○**岸田会長** ぜひ盛り上げたいんですが、残念ながら今回は応募作が去年と比べるとかなり減っているということで、一過性の減少だといいたいですけれども、いいものを選んで、もっと注目していただけるようにしていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

そのほかにいかがですか。これがいいんだという応援演説でもいいし、これはいいのかという辛口のご意見でも結構です。私も思うんですが、写真だけでは分からないところは確かにございますね。

山本委員、どうぞ。

○**山本委員** 景観づくり審議会、前の景観審議会るときからも何回か入らせていただいておりますが、今日の視察で感じたことは、今も写真がこうやって映像で出てますけれども、こちらに配られた資料の写真、これで皆さん、区民の方は応募されていると思うんですけれども、それを資料として見て、今日は現地を、本物を見に行こうということで行っていると思いますけれども、例えば東大の考える壁とか、ああいう所も要するに応募された方の撮った写真の角度とか、その辺はある程度基準にしなければいけないのか、さもないとこうして皆さんで足を運んで、皆で現地へ行って色々ぐるぐる回って、角度も変えたり、カテドラルなんかは夜、電気が灯っているけれども今日は昼間だし、

そういった部分で評価の仕方の一つとして、この写真の見方を大基準にしなければいけないということはないのか、あるのか。それとあと、今日行った視察の中で色々見た中で、角度も変えて、全体的なこの建物のイメージはいいなど、そこで評価もしているのか、その辺はどうなのかなと思うんですが。

○有坂幹事 この応募された写真というのは、一つの、応募された方の見方、そこが好きだということで撮っていらっしゃる方もいると思うんですが、あくまでもこの建物なりを基準にした全体の雰囲気、景観というものを評価していただく場だと思いますので、この写真にとらわれることなく、今日とか、また別の日とかにも行っていただいた際に、カテドラルであればカテドラルの夜の景観もいいと思いますし、またもうちょっと離れた所から見たときの、全体を見られる、そういった景観がとても文京区らしいというふうに感じていただけるのであれば、それを評価していただければよろしいと思います。

○山本委員 ありがとうございます。

○岸田会長 どうぞ。

○山田委員 ちょっとまた違った角度からなんですけれども、今日、確かに現地を視察しまして、どれも素晴らしいなというふうに思ったんですね。この総合体育館も、やはり緑もきれいになってきて、これもこれで素晴らしいと感じたし、それからカテドラルも中に入って、こういうアングルなんだということで、ただ、じゃ、どうして今まで賞を取らなかったのかなというふうに思ったんですね。今回、また違う応募物件で、ちょっと斬新なものも出ていますけれども、そうすると、その年々によって何かそれに負けちゃう、何かそれに負けちゃうと、そういう感じで残ると言い方は失礼なんですけれども、そうなのかなと、ちょっと残念に思ったというのがあるんですね。

残ると言い方は非常に悪いんですけれども、この残っていく間に、今度そういった景観がだんだん、年とともに普通になってきてしまう。でも、本来だったら例えばこういう所も、カテドラルも何か賞を取って良かったのになと、そういう寂しさが今日、あつたりしたんですが、そういうところは、自分がそう思えばそこに入れればいいわけですよ。ただ、毎回毎回、賞を取れていない所というのはどう捉えていらっしゃるのでしょうか、この委員会で。

○岸田会長 私の方からでいいですか。この景観賞は、応募作の築年といたらいいんですか、どのくらい古い、新しいは、特に明文化された基準がないんですね。つまり、多分、東京カテドラルはおそらく、創造賞の応募作としては最古の部類になるんじゃない

ですか。どうして今まで候補にならなかったかという、何よりこの賞は、区民の方の推薦によるものなんです。あのカテドラルが、広大な敷地の中の塀と建物に囲われた中であって、多少クローズされていて、もちろん信者の方は、当然ですけど、あれは日本のカトリックの中心ですからよく知っているわけなんだけれど、そういう意味では必ずしも広く知られていなくて、たまたま今回、推薦されたという経緯があるのではないかと、私は想像しているんですが。

○有坂幹事 カテドラルにつきましては、過去にも挙がってきたことはありまして、審議をしていただいたこともあるんですが、そのときには、今回は創造でしたが、ふるさとだったと……。違ったかな、すみません。賞の種類が4つあって、ふるさとと創造というのが非常に分かりにくいということで、先ほど会長からもありましたが、竣工が1964年ということで、もう50年以上たっていて、古いので、むしろふるさとで出れば良かったんじゃないかとか、あとは教会建築としては世界的に素晴らしいもので、今さら文京区の景観賞をあげてもちょっとどうなのというご意見もあったりして、カテドラルについてはこれまで受賞していないという経緯もあります。

○岸田会長 どうぞ。

○山田委員 今聞いて、それでカテドラルが表に出てこなかったのかというのは、非常にまた残念で、何らかの表彰があってもそれこそいいんじゃないかなというふうに、ちょっとずれちゃったんですけど、納得しました。今までのことは大変世良く分かりました。

○岸田会長 ありがとうございます。大変力強い応援演説が、カテドラルにありました。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○宮本委員 ちょっと気になりまして、専門の先生のご教示をいただければと思うんですが、国際交流留学生プラザの外壁のルーバーみたいな、これは純粋に飾りなんですか。そのためだけのものになっているんでしょうか。

○岸田会長 設計者本人に聞かないと分からない面もあるんですが、僕らも現場でちょっと話をしたんですが、多分、デコレーションではないかというふうに思いました。

○宮本委員 もう一つ、続けてなんですが、近くで見ると純粋なスチールというか、それに準じたものの材質と思ったんですが、コスト的にはこれはそんなにかからないようなものなんですかね。ちょっとそういうのも知っておきたいなと思ひまして、すみません。

○岸田会長 そのこともこの専門委員の3人で話をしたんですが、多分、相当ローコストな建物だというふうに想像しています。本体は普通に、事務所の外壁などに使われるよ

うなもの、それを張って塗装していて、だから意匠的に、これは国立大学の施設ですけども寄附建物で、普通の施設をつくるんじゃないくて、ある意味目新しいというか、斬新なものをつくりたいというご希望があったんですかね、そういうことでやれることを考えた結果、こういうふうな形になったのではないかと判断しておりますが、どうですか、ほかの委員の先生方。

○有坂幹事 ちょっと補足をさせていただきますと、ホームページで見るとあそこに巻き付いているのはアルミのエキスパンドメタルという素材でして、お茶の水女子大学キャンパスの新しい顔となる国際交流・同窓活動の場になればという思いで建てられたようです。で、あのエキスパンドメタルというのは、光の変化、季節の変化に応じて多様な表情を呈し、目の粗い、あるときはソリッドに、またあるときは透明なものとして出現するというようなことをデザインしているようです。何となく、靄や霧の中にいるような、そういう雰囲気をつくり出しているということです。あと、総工費につきましては約13億ということでございます。

○宮本委員 ありがとうございます。

○岸田会長 これ、広さはどのくらいあるんですか。

○有坂幹事 申しわけありません、広さについては分からないんですが、1階にカフェと談話室みたいなものがあって、地上4階建ての建物になっています。延床面積は2,370平米です。

○岸田会長 そうすると、単純に計算すると、単価というのがあるんですが、単価で言うところのどのくらいになるんですか。2,300で総工費を割るということですね。

○藤塚委員 200万くらいじゃないですか。

○岸田会長 平米200万ですか。

○藤塚委員 坪200万くらいじゃないですか。

○岸田会長 坪でね。これはホールが入っているんですよ、国際プラザという以上は。そうすると、一昔前の標準的な単価ですが、最近の単価としてはかなり厳しい方じゃないですか。

○有坂幹事 そうですね、平米当たり54万8,520円。

○岸田会長 平米50万で会議施設も入っているといたら、かなり余裕がないというか、そういう単価ですよ。

なお、この賞はあくまでも景観賞なので、建築賞じゃないんですね。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○飯森委員 先ほども出た東京カテドラルなんですけれども、これ、私、前に調べたことがあるんですけど、写真だとよく分からないけど、高い建物が周りに多いから、羽ばたいているとかそういうのが分からないんです。遠くから見られればすごく素晴らしい建物ですけど、遠くから見られるアングルがもうないんですね、場所がなくて。遠くから見るといって、高い所から見たらあれがちょうど十字架になっているということが分かったんです。推薦です。

ドローンがあったらいいと思います。

○岸田会長 そうですね。丹下健三さんの代表作の一つですね、代々木のプールと並んで。ただ、先ほども申し上げたようにヨーロッパのカテドラルと違って、都市空間に露出していない、屋敷の敷地の中に入っちゃっているというところが、よくも悪くも日本的な建て方で、こんな名建築が今まで景観の上で大きく取り上げられていなかったというのは不思議な感じがいたします。

先ほどお聞きしたかったんですが、その辺、今何点かご指摘があったんですが、米田先生の方から何か補足なり。

○米田委員 私からは、この東京カテドラル、今ご意見があったとおり、私もこの建物が残っていたのかというのが信じられなくて、この建物は本当に、景観的な見せ方というか、それが敷地内で工夫されているというところがまず印象に残りました。これは現地に行ってみると分かったんですけど、ちゃんと見せる角度でオープンスペースが設けられている。それから、いろんな街路からの見え方、視点、目白通りが折れ曲がっている所でどう見せるかとか、いろんなことが考えられている。本当に素晴らしい建築だなと思います。よく候補に残ってくれたと思います。

それともう一つは、この交流プラザも行ってみないと分からないんですけど、この作者がずっと、隈研吾さんだと思うんですけど、割りとチープな素材をチープに見せることによって、チープさの中に現代建築、モダンのデザイン性を表していくということが非常に意識されている方だなというふうにはずっと思っていたんですが、それがここで表れている。ALC板という非常に業界では一番安い材料を使いながら、あえてチープさをちょっと出すことによって、逆にモダンを表しているということで、非常にデザイン的に優れているなというふうには思います。装飾性が強いんですけど、建物の室内環境、環境工学的には日射を避けるという意味合いもちょっとあるのかなと思っていたん

ですけど。夏場の日射を避ける意味でちょっと効果があるなというふうに思っていました。これ、なかなかおもしろいなと思って見ていました。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。実は、これは現地で見たときに僕もそう思って、方位をお聞きしました。こっちの面、ファサードがある方は北東側なので、確かに夏の日射はないことはないんだけど、メインの方向ではないなというのがその場で分かりました。米田委員のご説明はなかなか、ある意味、理解が難しい面もあるかなと思いました。ご参考までに。

ほかにいかがですか。今回はなかなか難しいものが4点そろったと思います。

じゃ、時間のこともございますので、なければ進みたいと思います。これで投票ですね。お願いいたします。

(投 票)

○岸田会長 そうしましたら、集計している間、次の賞に行っていいますかね。

○有坂幹事 では続きまして、ふるさと景観賞、3件になります。

まず1件目、文京スポーツセンターと運動広場です。2件目は和敬塾です。3件目はしろへび坂です。

以上、ふるさと景観賞にふさわしいと思うもの1つに丸を記入してください。

○岸田会長 これは、議論を多少できるんですね。いかがでしょうか。

浅川委員、どうぞ。

○浅川委員 和敬塾なんですけれども、これは入り口だけが対象になってしまうのかなと、ちょっと残念に思うんですね。私も中に入ったことがあるんですけれども、入った突き当たりに大正時代の建物があって、ロータリーになっているとか、景観としては入り口の所を推薦している人がいるので、そこ以外はあまりプラスして考えない方がいいんでしょうか。それとも、和敬塾というものの全体を見て判断していいのかどうか、ちょっと伺いたいんですが。

○岸田会長 どうぞ。

○有坂幹事 和敬塾につきましては、寮になっておりまして、一般的な人の立ち入りというのは基本、禁止になっているということもありますので、やはり新目白通りからの門から見た景観であったり、あとは目白台運動公園側から見る寮の景観というか、建物でしか判断できないのかなというところではあります。

○**浅川委員** 分かりました。

○**岸田会長** 写真のとおりのアングル、風景で判断するということでございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○**清水委員** そうであると、最初にお聞きした、営業時間があるというのとの違いがよく分からなくなるんですけど。入れないということは、本当に門のみで、ほかの営業時間のものも、そうしたら門のみだったらオーケーなのかという解釈も立つので、ここは非常に微妙な、おそらく私も中はすごくいいんだろうと思うんですけど、今日は門しか見えていないという状態で、ですから今の私としては、投票は門だけでしかできないという状態になっているんですけど、色々と思うと、これが景観賞を取ったということになると、当然、中もというふうに皆さんは理解されるのではないかなと思ったり、非常に迷うところが多くて困ったなという状態なんですけど、正直なところですよ。

○**岸田会長** 私の方から。先ほどの営業時間の話は、ダイレクトに考えると、景観賞として評価されている部分の中に入らないとない、中に入ることが表彰の対象の、少なくとも一部をなしているという場合は、やはり営業時間はかなり問題になる。ただ、この場合はもともと、そもそも営業時間はなくずっとだめ、入れないというものですから、もし、門からの風景に景観賞に値するものがあれば、それはそれで候補になって審議できるのではないかと思います。

事務局の方としてはいかがですか、その辺は。

○**有坂幹事** 今、会長がおっしゃられたように、和敬塾については一般に公開しているものではない、あくまで寮生のための施設だということですので、門の外から見た景観を評価していただくということになるかと思います。

○**岸田会長** 伊藤委員、どうぞ。

○**伊藤委員** ここ、入れないので、外から評価するしかないんですが、最後、賞を取ったら広報されるので、もしこれが賞を取る場合は、「の門」とか入れていただかないと、ちょっと誤解があるのかなというふうに思いました。マップにもしていただいているので、見学される方もいらっしゃるかと思いますので、その辺はちょっと配慮が、今回は外から見た評価にせざるを得ないということプラス、もし、取った場合は発表の仕方に注意が必要かなというふうに思いました。

○**有坂幹事** そうですね、過去にも受賞した物件で、受賞後に近隣の方々に受賞しましたということをご説明に伺った際に、観光客がすごく来て迷惑していて、教育委員会が設

置している看板も撤去してもらったという場所がありまして、リーフレットに載せることはいいけど、詳しい住所を載せたり、こちらでこんな写真をとということで提示した石畳の通路、そういった所は載せないでほしいということと、あと、注意書きとしてここは私道なので、そこに住まわれている方々には十分配慮して見てくださいということ、リーフレットに書かせていただいた場所もございます。

○岸田会長 ありがとうございます。確かに伊藤委員がおっしゃるような懸念もありますね。ちなみに資料2号では和敬塾というふうになっていますが、一応今までの正式な物件名としては、この塾の名前なんですか。和敬塾の門ということではなくて。

○有坂幹事 和敬塾。

○岸田会長 そうすると、和敬塾だけだったら確かに、建物の方はどうなっているんだろうという話になりやすいですね。

○有坂幹事 そうですね。

○岸田会長 もし受賞されるのであれば、公表の仕方を考える必要があるということもございますね。

○有坂幹事 はい。その場合に管理者であったり所有者と協議をさせていただいて、もしかすると、先ほど伊藤委員がおっしゃられたように、リーフレットに載ってしまうことで観光客等、見に来られる方が増えることで施設として迷惑だというようなご意見がある場合は、会長ともご相談することにはなりますが、賞から落とさせていただくこともあるかとは思います。

○岸田会長 この審議会で受賞作として選定されても、所有者ないし管理者が断った場合は受賞作にならないということなんですね。

扱いとしては、文化財に近いんですかね。登録文化財というか。たしか所有者の同意がないと、なかなか文化財指定というのもできないですよ。

○有坂幹事 そうですね、ただ和敬塾の中には文化財はないということになっています。

○岸田会長 だけど、扱いとしてはそれに近い考え方ですね。

○有坂幹事 そうですね、私有地という。

○岸田会長 分かりました。一応、選考においてはその辺は考慮しなくてよろしいわけですよ、事後的な話で。

○有坂幹事 はい。

○岸田会長 ということでございます。

ほかにありませんか。なければ投票に移ってよろしいでしょうか。では、よろしくお願ひします。

(投 票)

○岸田会長 先ほどの集計というのは、最後にやるのでしたっけ。

○有坂幹事 そうです。最後に発表させていただきます。

○岸田会長 分かりました。それでは次にいきたいと思います。

次は、景観づくり活動賞です。

○有坂幹事 それでは、景観づくり活動賞、1件になります。護国寺骨董市とフリーマーケットです。

○岸田会長 候補作は1つでございますが、これについていかがでしょうか。

まず、私も行ったことがないんですが、委員の先生方で行かれた方はいらっしゃいますか。

皆さん、結構行かれるんですね。ちょっと行かれたことのある委員の先生から一言、ありますか。

どうぞ、山田委員。

○山田委員 これは定期的にやられているんですね、結構、年に何回もやっています、本当に骨董で、着物もあつたり、器、陶磁器もあつたりで、多分、外人はすごく喜ぶだろうなという感じなんです、ここに行けばこんなのあるという、定期的にやっているという意味では、これを知っている人はここは行かれるんじゃないかなと。フリーマーケットって年に1回とか、場所場所でやっているのはありますが、そこに行きそびれちゃうと、あっ、終わっちゃっているんだというのがあるけど、これはわりと定期的なので、しかも長く続いているので、そういった意味でも、推薦するわけではないですけど、先ほど40点と、過去には80、60というのがあったというのを聞いてしまいますと、なかなかだなというふうに思いましたけど、骨董市そのものはとても楽しいというふうに思っております。

○岸田会長 これは月1回ぐらいですか。

○山田委員 いや、そんなにあつたかな。2か月に1回……。

○岸田会長 毎月、第2土曜日ですか。結構な頻度で開催されることは確かなんですね。

そのほかいかがですか。どうぞ。

○宮本委員 私、護国寺のすぐ裏に住んでいまして、地元の人からしてみると昔からやっ

ていることで、特に驚くことでもないんですが、地元の方は正直、あまり行っていないです。やっぱり好きな方が、おそらく東京都内から集まって来られたりしているんだろうなど。そこそこの物が来ている、私もそういうのはよく分かりませんが、ラジオ体操の時間と重なっちゃうので、ラジオ体操に行く所でやっているということで。朝早くからやっています。そういった雰囲気です。

○岸田会長 なるほど、ありがとうございます。ちなみに体操の方も同じ境内でやるんですか、護国寺の。

○宮本委員 はい、ここの、ちょうど物が置いてある所でやるんですけども、その朝、いっぱい集まって、朝早くからつくっちゃいますので、空いているスペースで皆さん、やったりしています。

○岸田会長 じゃ、場所の取り合いみたいな感じが多少あるんですね。

○宮本委員 それは特に、来る方はどうやって取られているのか分かりませんが、うまく隅々までぎっしりと。護国寺の正門には、定例のやっていますよというのを立てられて、よく知っている方は毎回来られているといった雰囲気です。

○岸田会長 なかなか、実際知らない人間にとっては雰囲気はよく分かりませんが、行かれた委員の先生方、一言で言うと文京区らしい景観という感じですか。やはり写真で判断するというのはなかなか難しいわけで。そこだと思っただけです。

○山田委員 私もよく行くのであれなんですけれども、フリーマーケットといっても、今、若い方たちがいろんな、洋服とか子供の物を置いたりとか、ああいうものはほとんどないですね。やっぱり骨董市、骨董が多くて、そういった意味ではお寺の中、敷地の中にあって伝統文化を感じる骨董市があるというのが、私は見事に融和されて、いい感じで染まっているなという感じはしました。私はここの地元というわけではないんですけども、外から見た意見として、何となく和むなというのを感じました。ただ、それが文京区でどういわれると、そこは個人のご判断だと思います。

○岸田会長 過去の受賞作から判断すると、ほおずき市とか、いかにも文京区の歴史の中に組み入れられたようなものを使って、人が集まる機会をつくるというのが多かったんですけど、骨董というところでどう評価するかということですか。それとこの場所。どうでしょうか。

はい、どうぞ。橘委員。

○橘委員 最初、米田先生からも説明があったように、主催者の景観づくりに関する説明

というか、資料は何もないんですね。いわばこの骨董市が自然発生的に、景観という目から見て推薦された方がおられたと。そういうこともあってちょっといろんな議論があって、点数があまり入らなかったということもあるんですけども、今後のことあるので、そういう場合、例えば先ほどおっしゃった、ラジオ体操をしていたらそれが景観的に非常にいいという方もあるかも分からないし、そういうのをどういうふうに解釈するかというのは、なかなか今後も難しいかなという感じもします。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。確かにこの護国寺は国内でも有数の寺院、特別な場所の一つですし、単に文京区のものというだけではなくて。そこでこういう骨董市が定期的に開かれて、結構大勢の方が来る、そこはよく考えれば評価してもいいものかと思いますが、いずれにしてもご判断はお任せいたします。

ほかになれば。どうぞ、飯森委員。

○飯森委員 何年ぐらい続いているんですか。

○有坂幹事 一応、これが2003年から行われていまして、月に1回、第2土曜日に開催されているということです。

○飯森委員 中断したということはないんですか。

○有坂幹事 最初は、今代表でやられている方のお父さんと護国寺の偉い方がとても親交が深くて、そこで護国寺の境内を使って何かやらないかというお話があった際に、じゃ骨董市なんかいいんじゃないかということで始められたようで、先代が亡くなられた際に一度、ちょっと中断したようなお話は何いしましたが、その後息子さんが、今現在に至って活動されているということです。

○飯森委員 ありがとうございます。

○岸田会長 ありがとうございます。では、投票の方に移らせていただいでよろしいでしょうか。

じゃ、お願いいたします。

(投 票)

○有坂幹事 では最後に景観広告賞、2件になります。

1件目が本郷三原堂です。2件目は99ルート・デュ・ショコラ本郷店です。よろしくお願いいたします。

○岸田会長 ご意見をいただけますでしょうか。

1つは老舗のチョコレート専門店、1つは和菓子屋と、今回は2件ともお菓子というか、甘い物関係のショップでございますね。あまり関係ないですけれども。いかがでしょうか。

ちなみに、日本最古のチョコレート専門店というのは、創業はいつごろなんですか。

○有坂幹事 すみません、日本最古かどうかはあれなんです、99ルート・デュ・ショコラにつきましては1977年に当初、株式会社グリムという名前で江古田にオープンしたのが最初で、その後、本郷店については1999年にここに開業しているということです。

○岸田会長 じゃ、店名の99ルートというのは、本郷のお店の創業年なんですかね。

○有坂幹事 99の意味は、別に無限とか、多種多様という意味を持つということではないようで、99年にオープンということとは直接関係がないようです。

○岸田会長 分かりました。

どうぞ、山田委員。

○山田委員 これ、書いてある推薦理由を読むと、チョコレートの方は日本最古のチョコレートで、シックで落ちついた雰囲気それがなりに醸し出ているということですね。でも、それだったらぱっと見た感じ、日本最古の年号、99の代わりにそれが入っている方が分かりやすいよなど、この建物のあれだけでそれを感じ取らせるには、ちょっと難しいかなと実際、思ったんですね。

ここだけの話、私は白金にあるチョコレート屋さんが最古だと聞いていたし、そういうのって、どっち、とかと思っちゃうんですけど。

○武田委員 系列だと思いますよ。

○山田委員 系列なんですか、エリカ。

○武田委員 そうです。

○山田委員 ああ、そうなんですか。

あと、こちらの三原堂さんの推薦理由の所を見ると、ここにある応募の理由は、展示スペースというのが信号待ちの人の目と心を休めてくれる、というところが推薦理由であるんですね。そうすると、今日行って見て、確かにのぞき込むなど、無理がないかなというか、そういう感じもしました。別にどちらがどちらというわけではないんですが、すみません。

○岸田会長 ありがとうございます。山田委員のコメントはなかなか、ポイントを突い

ておられると思いました。

実は私も結構、車で通ることが多いんですけど、ぱっと見はすごく地味なお店ですよ。ね。だけど今日行って、ディスプレイですか、あれを見させるような工夫が細やかにされているというのは、確かに推薦にも書かれているとおりでと思いました。参考までに、ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○武田委員 このお店は、ちょっと見、気が付きにくい場所にあるんですけども……。

○武田委員 チョコレート。やっぱりオーソドックスな感じのする門構えなんですね。お店の中に入ってみると、なるほどこの部屋の空気感というのは、何か文京区らしいなというのは私は感じました。外身のチョコレート色の門構えよりは、店の奥行きが結構深いんですね、それが何となく雰囲気を出しているなというのが、実際見たときの印象でございました。だから、外身のディスプレイの効果とかというのは、あまり狙っていないところがなおさら、その匂いがいいなという感じです。

○岸田会長 ありがとうございます。それぞれ特徴があって、選択が難しいかもしれませんが、ほかにいかがでしょうか。

いきなり振って、清水先生、いかがですか。デザインのご専門として。

○清水委員 今、ショコラの話ばかりだったんですけど、もう一つの三原堂、この応募の写真が非常によくないんですね。おそらくこの一番の魅力は、交差点の角にある存在感というのを、の写真があるべきだったと思うんですけど、何となくこれに好感を持ったのは、壁面の塗装がはげたかのような表情を意図的につくったのかどうかというのがちょっと分からないですけども、はげたようにしか見えないんですけど、全体的に言うと交差点の角に2層程度の低層のもので、角地というのは結構重要なポイントになりますので、そこに何となくちょっと和の雰囲気があってというのは、今日行って分かったんですけど、結構、2階の部分のディテールなんかは凝ってはいるなと思ったので、この写真を見たら全然だめだと思ったんですけど、行ってみると結構良かったなという印象です。

ショコラの方はどちらかという、見たままだったというのが私の印象というところ
です。

○岸田会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○飯森委員 私も、三原堂って現地に見に行くまで分からなかったんですけども、こういうディスプレイをしている、信号の所がものすごく人が多くてごちゃごちゃしていて、

人ばかり見ていたような気がするんですけど、本当に行ってみたらこういうきめ細かいディスプレイをしているというのは、心遣いがあるなと思いました。

それからショコラの方も、派手派手しくなくて、文京区の伝統的な感じがして、奥ゆかしいというか、派手な広告もなくて、知っている人は知っているんですけど、知らない人は知らないようなショコラのお店だけど、老舗だということで、どちらも捨て難い気がします。

○岸田会長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が迫っていますので、投票に移らせていただきます。

(投 票)

○有坂幹事 それでは、結果がまとまりましたので発表させていただきます。

本日、票をお持ちの委員の方の数が17名となりますので、9名以上の票で過半ということになります。

まず景観創造賞です。1件目、国際交流留学生プラザが7票。2件目、東京カテドラル聖マリア大聖堂、東京カテドラル聖マリア大聖堂：鶴の舞が8票。残り、福武ホールと総合体育館が1票ずつということで、白票ゼロになっております。ですので、創造賞につきましては、国際交流留学生プラザと東京カテドラル聖マリア大聖堂で決選投票をしていただきます。

次にふるさと景観賞です。こちらにつきましても、1件目、文京スポーツセンターと運動広場が7票、和敬塾が1票、しろへび坂が6票、白票が3票ということで、1位のスポーツセンターと運動広場と、しろへび坂で決選投票をしていただきます。

続きまして景観づくり活動賞です。護国寺骨董市とフリーマーケットにつきましては、投票された方が5名いらっしゃいましたが、白票での投票が12票あったということで、景観づくり活動賞につきましては、該当なしということにさせていただきたいと思えます。

最後に景観広告賞です。1件目、本郷三原堂が12票、99ルート・デュ・ショコラ本郷店が4票ということで、過半を超えましたので、景観広告賞につきましては、本郷三原堂に決定させていただきたいと思えます。

それでは、景観創造賞とふるさと景観賞につきましては、改めまして決選投票をさせていただきますたいと思えます。

景観創造賞の方から票を集めさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

続いて、ふるさと景観賞も集めさせていただきたいと思います。

(投 票)

○有坂幹事 それではまず、景観創造賞につきましては、国際交流留学生プラザが8票、東京カテドラル聖マリア大聖堂が9票ということで、カテドラル大聖堂が過半の票を取りましたので、こちらに決定させていただきます。

すみません、決選投票でしたので、本来ですと白票を入れていただかない方が良かったんですが、そのご案内をし忘れておまして、今、票を入れていただきましたのが、文京スポーツセンターと運動広場が8票、しろへび坂が6票で、白票が3票あったので、過半にはいかなかったんですが。

○岸田会長 さて、どうしますかね。規定を機械的にやるとどうなるんですか、これは。該当なし、過半を取ったものがないから。

○有坂幹事 ただ、決選なのでどちらかに入れていただくということが大前提かなというところでありまして、今回たまたまご出席いただいている委員の数が奇数であるので、どちらかには必ず決まるということにはなっていたんですが、私の案内がちょっと不案内で申しわけありませんでした。

○山本委員 紙の用意があるなら、もう1回すぐ配ってやっちゃった方がいい。話している間、時間が経っちゃうから。

○有坂幹事 それでもよろしいですか。

○岸田会長 では、そうしてください。

(投 票)

○有坂幹事 それでは、ふるさと景観賞、文京スポーツセンターと運動広場、8票、しろへび坂、9票ということで、しろへび坂に決定いたしました。

○岸田会長 ありがとうございます。決着がつけました。

区長からの諮問に対する答申については、今発表があしましたように、3つの賞について該当が出たという結果でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○岸田会長 異議なしのため、これで答申します。

本日の議事はこれで終了です。お疲れさまでした。

清水先生の方から1つ発議がございます。どうぞ。

○清水委員 すみません。どうしても先ほどの営業時間の件が私は気になっていて、今回

は例えば細川庭園が、私もよく知っていますけれども、対象から漏れるんですね、これがあると。というのは非常にもったいないという気がしまして、細川庭園も普通に公開しているはずなんですよ。だから、なぜ時間だけでこういうふうにしてしまうのか。おそらく、このふるさと景観賞というのは、ふるさとらしさを後で感じるような場所という意味合いであれば、これは当然入れておくべきだろうし、よほど閉鎖していない限りはいいのではないかと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○岸田会長 過去においてこういう扱いがあったということは事実だとしても、今後どうするかという議論はできると考えてよろしいんですか。

○有坂幹事 この審議会の場で皆さんでご審議いただいた結果、特に営業時間はこの景観賞を選定する上では関係ないものじゃないかということでご決定いただければ、それに従うと。

○岸田会長 分かりました。ということなんですけど、いかがでしょうか。過去の事例にとらわれず、ここで変更することはできる。営業時間は普通にあっても構わないということでございます。

○武田委員 去年は教育大の跡地の占春園、今年は千石緑地がやっぱり時間の関係で外れたという印象が深いんですけど、私としては、日中の時間、半分以上開いていればそれは開いているとみなした方がいいのかなという感じ。ちょっとの時間、閉じているだけで選に落ちるとするのは、私も疑問を感じます。

○岸田会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

じゃ、特に反対というか、ご意見がなければ了解していただいたと判断してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○岸田会長 伊藤先生。

○伊藤委員 すみません、反対ではないんですが、例えば年に1回だけ公開するとか、そういう施設があった場合、先ほど日中半分ぐらいとおっしゃって、それは公開しているでいいと思うんですけど、今回、和敬塾は入れないということだったので、あれはしよがないなと思うんですけど、例えば年に1回オープンの日がありますみたいなときはどうするのかというところを、一応決めておいた方がいいのかなと思うんですが。

○岸田会長 いかがでしょうか。世の中には秘伝といわれているものがあって、1年に1回だけ拝観できる、そういうものも立派な文化財になっているという事実もあります。

参考になるかどうか分かりませんが、いかがですか。1年に1回でもアナウンスされている、この日に来たら見ていただけますという場合、候補になるかならないか。

どうぞ。

○飯森委員 どんなものがありますか。出たときにまた議論したらいいんじゃないですか。

○岸田会長 どうぞ。

○清水委員 私も同じ意見で、それはとにかく通しておいて、審議会のときに協議するの
でいいのではないですか。最初から外すのではなくて残しておく。それをこの場で協議
すれば、どんなものが出るか分かりませんので、何日までいいということも決められな
いと思いますから、それでいいのかなと思いますけど。

○岸田会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

○山田委員 すみません、時間が押しているのもので簡単に。あと、応募してきたときにある
程度フィルターにかけてあげないとかわいそうだなと、今日思ったんですね。というの
は、カテドラルの件なんですけれども、過去にカテゴリーが違っていたということだ
めだったと。でも本来、十何年もカテドラルがあって、時代を超えてと云ったら大げさ
なんですけれども、人に愛されている建物が、今ここで初めて賞をもらったというのが非常
に残念というか、かわいそうだったかなという思いもあるんですね。なので、そういっ
たときに、例えば応募したときにこれは景観賞ではなくてふるさとの方がいいですよと
か、そういったアドバイスとか、あと和敬塾の所も、先ほど伊藤先生が門だったらとい
うふうにおっしゃられたので、そういう意味である程度、応募の段階でそういうふう
にしてさしあげた方がいいんじゃないかなと感じたので、ご意見だけ。

○岸田会長 ありがとうございます。これは今後の検討課題になるのでしょうか。多少、
今までも考慮していたこともあるやに思っていました、どうですか。

○有坂幹事 そうですね。創造賞とふるさと景観賞は、やはりどちらにしたらいいのかと
いうことで迷われるケースがあるということもありまして、以前にも審議会の中で議論
になったことがあるんですが、その際には、この人は創造だと思って応募してきている、
この人はふるさとだと思って応募してきているので、応募者の意向を大事にしようとい
うことで、特にフィルターはかけてはこなかったという経緯がございます。ただ、今後
はちょっと検討させていただきたいと思います。

○岸田会長 そうですね、多少、もう少し親切にした方がいいような気がしますので、宿

題ということにさせていただきます。

ほかにかがででしょうか。はい、どうぞ。

○宮本委員 先ほど申し上げておいた方が良かったのかもしれませんが、和敬塾なんですが、正面から見ると、中には入れないとしても、実は周りを、横を通る道とか、ちょうど目白台運動公園の方からも接している、見えるというか、感じられる雰囲気があったり、またこちらの永青文庫の方から行くとちょうど入り口があったりして、そちらからの、周辺の路地を通るときに和敬塾を感じるというか、そういった風景というものも、実は近隣に住んでいる方にとってはあることは確かです。これを今後どう生かすかは別なんですけれども、念のため述べました。

○岸田会長 ご指摘のとおりだとは思いますが、一応、区民の方が応募、推薦されるときに、そういういろんな角度からの風景に気が付いておられればいいんですけれども。ありがとうございました。

それでは、ほかになれば、もう時刻も過ぎていきますので、今日はこれでおしまいにしたいと思います。

連絡事項があればお願いいたします。

○有坂幹事 本日は、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。本日、選考していただきました都市景観賞の受賞物件につきましては、来年1月下旬に開催を予定しております第2回景観づくり審議会において、物件の所有者と応募された方にお越しいただき、表彰式を執り行いたいと思っております。開催日程等が確定し次第、皆様には別途ご案内を差し上げたいと思っておりますので、ご予定いただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○岸田会長 ありがとうございました。

— 了 —